

一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」という）の認定心エコー図専門医制度に関し、認定心エコー図専門医制度規約に基づく必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(受験資格)

第 2 条 心エコー図専門医の試験を受験する者は次の項目を満たしていなければならない。

A. 経過措置における心エコー図専門医認定試験

- 1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- 2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- 3) 日本心エコー図学会年会費を完納していること。
- 4) 心エコー図学に関する論文を 1 編以上（申請者が筆頭著者であること。英文、和文の別は問わないが査読を経て掲載されたものに限る。なお学会抄録は論文とは認めない）を有すること。
- 5) 施行医または読影医として自らが経験した心エコー図検査 20 例のリストおよびレポートを提出すること。提出症例の内訳は、弁膜症 3 例、虚血性心疾患 3 例、先天性心疾患 3 例、心筋症・心膜疾患 3 例 を含むものとする。但し、日本超音波医学会超音波専門医は一次審査における経胸壁心エコー図症例の提出が免除される。
また当会 SHD 心エコー図認証医は一次審査における経食道心エコー図症例の提出が免除される。

B. 研修プログラム修了者のための心エコー図専門医認定試験

- 1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- 2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- 3) 日本心エコー図学会年会費を完納していること。
- 4) 症例報告、臨床研究、心エコー図学に通じる基礎研究についての実績を有すること。学会が指定する研修カリキュラムを修了していること。

(申請と受験料)

第 3 条 心エコー図専門医の認定試験を受験する者は、申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに必要な書類を提出し、受験料（30,000 円）を納付する。

（認定試験と認定料）

第 4 条 心エコー図専門医認定試験は年一回行い、症例記録の審査、筆記試験による審査、ビデオ試験による審査で行なわれる。試験の実施要項は別に定める。

認定試験に合格した者は定められた期日までに、認定料（10,000 円）を納付する。

（SHD 認証医の資格付与）

第 5 条 経過措置における心エコー図専門医認定試験および研修プログラム修了者のための心エコー図専門医認定試験に合格した者は、SHD 認証医の資格が付与される。

（暫定専門医）

第 6 条 認定心エコー図専門医制度の開始にあたり、過渡期の専門医試験の円滑な運営を図るため、2019 年度から 2021 年度は暫定専門医を認定する。暫定措置として一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度規約の第 5 条の(1)～(3)を満たす日本心エコー図学会理事、監事、代議員、名誉会員、功労会員および 2014 年 6 月 1 日以降に理事、監事、代議員を経験し以後も継続的に日本心エコー図学会会員である者のうち専門医を希望し、学会が定める資格を満たした会員を申請により暫定専門医とする。

2. 暫定専門医は専門医認定試験運営、その他専門医育成のための業務への協力を必須とする。

3. 暫定専門医は 5 年の経過を経て所定の手続きの後に本制度による認定専門医とし、SHD 認証医の資格を有することができる。

（資格更新の受験資格）

第 7 条 心エコー図専門医の更新を申請する者は次の項目を満たしていなければならない。

1) 更新申請時、日本心エコー図学会会員に継続して入会し、更新する年度までに会費を完納していること

- 2) 更新申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を継続して更新していること
- 3) 5年間の認定期間中に所定の学術集会、講演会、講習会、その他の事業に参加し、100単位以上の研修単位を取得していること。ただし、100単位のうち50単位以上は基本単位で取得し、さらに以下①、②、および④の条件を満たさなくてはならない。なお、申請の際には、取得した単位を証明できる写しを必ず提出すること。① 5年間の認定期間中に最低2回は日本心エコー学会学術集会に出席していること。 ※学術集会（オンライン開催・オンデマンド配信）についても出席と認められます。更新の際には、学術集会のサイトからダウンロードできる参加証明書が必要となりますので、必ずダウンロードしてお手元に保存ください。② 5年間の認定期間中に最低1回は日本心エコー学会が主催する講習会（冬期、夏期、秋期、およびStructural Heart Disease診療のための研修会）に出席していること。③ 上記以外の講習会、研究会等については、各主催者が専門医更新のための単位を取得可能な事業として、申請書を専門医委員会に提出し、理事会の承認をもって許可する。申請書は別途定める。④ 5年間の認定期間中に最低1回は医療安全に関する講習を受けていること

4) 臨床実績の証明

① 循環器専門医を有する心エコー図専門医

更新時に経胸壁心エコー図、経食道心エコー図、負荷心エコー図検査の実施、指導および読影に関わっていることを証明できる臨床実績報告書を作成し、更新申請時にまとめて提出すること。症例数や疾患内容の記載の必要はない。報告にあたっては、指定された臨床実績報告書に所属長の署名を併記すること。自身が指導医の場合は、所属長の署名を併記する。自身が所属長の場合は施設長の署名を併記する。

自身が施設長の場合、他の心エコー図専門医、あるいは小児循環器専門医もしくは循環器専門医、それに準じる専門医（内科専門医、小児科専門医、超音波専門医）の署名を併記する。

② 小児循環器専門医を有する心エコー図専門医

更新時に経胸壁心エコー図、経食道心エコー図、胎児心エコー図検査、負荷心エコー図検査（負荷心エコー図については必須ではない）の実施、指導および読影に関わっていることを証明できる臨床実績報告書を作成し、更新申請時にまとめて提出すること。症例数や疾患内容の記載の必要はない。報告にあたっては、指定された臨床実績報告書に所属長の署名を併記すること。自身が指導医の場合は、所属長の署名を併記する。自身が所属長の場合は施設長の署名を併記する。自身が施設長の場合、他の心エコー図専門医、あるいは小児循環器専門医もしくは循環器専門医、それに準じる専門医（内科専門医、小児科専門医、超音波専門医）の署名を併記する。

基本ならびに基本以外の単位は、下記に示す通り。

単位取得の対象	単位の種類	単位数
1. 日本心エコー図学会が行う学術集会		
日本心エコー図学会学術集会への参加	基本	20
日本心エコー図学会学術集会での筆頭演者としての発表		5
日本心エコー図学会学術集会での座長*		5
2. 日本心エコー図学会が主催する講習会		
日本心エコー図学会が主催する冬期、夏期ならびに秋期講習会への参加	基本	20
日本心エコー図学会が主催する Structural Heart Disease 診療のための心エコー図研修会への参加	基本	10
日本心エコー図学会が主催する講習会および研修会での講師*		5
日本心エコー図学会が主催する講習会および研修会での座長*		5
*一学術集会、講習会および研修会において発表者や座長を合わせて複数回担当した場合、一担当分5単位のみ申請することができる。		
3. 医療安全に関する講習		
医療安全に関する講習会への参加	基本	10
4. 関連学会が行う学術集会		
関連学会#が行う学術集会への参加		5
#関連学会は以下の学会を指す。 日本超音波医学会、日本循環器学会、日本心臓病学会、日本内科学会、日本小児循環器学会、日本小児科学会、日本心臓血管外科学会、日本胸部外科学会、日本外科学会、日本心臓麻酔科学会、日本麻酔科学会、及び ASE, EACVI, AHA, ACC, ESC		
5. 日本心エコー図学会が承認した講習会、研究会等		
講習会、研究会等への参加		5
6. 論文掲載(原著論文、筆頭著者)		
Journal of Echocardiography における掲載		20
心エコー図学に関連し、査読のある雑誌における掲載		10
7. 論文掲載(原著論文、共著者)		
Journal of Echocardiography における掲載		5
心エコー図学に関連し、査読のある雑誌における掲載		3

(資格更新猶予と更新猶予手数料)

第 8 条 専門医制度委員会の審査により、更新猶予の適用をうけるものは、資格更新審査申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料（5,000 円）を納付する。

附則 この内規は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

改定 令和 4 年 4 月 8 日